

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家標準委員会など、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル標準体系の整備に向けた指南を公表

国家標準委員会は2023年4月21日、国家発展改革委員会、中国人民銀行など10部門と連名で『炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル標準体系建設指南』を公表しました。同指南は低炭素化事業の推進を図り、標準策定・改定に関する目標と具体的な活動内容などを示し、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル関連標準体系の整備に取り組むガイドラインとなります。指南は炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの達成を目指し、『炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル標準計量体系の整備に向けた実施方案』の方針に基づいたものであり、『国家標準化発展綱要』を着実に実行する一環でもあります。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ **雇用安定政策措置の改善調整、発展促進や民生保障への注力に関する国務院弁公庁の通知**
（国務院、4/26）

貿易政策

- ✓ **対外貿易の規模維持と構造最適化の推進に関する国務院弁公庁の意見**
（国務院、4/25）

地方政策

- ✓ **『新時期における投資促進の強化、現代化産業体系の構築加速に関する政策措置』を公表する上海市政府弁公庁の通知**
（上海市政府、4/25）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家標準委員会など、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル標準体系の整備に向けた指南を公表

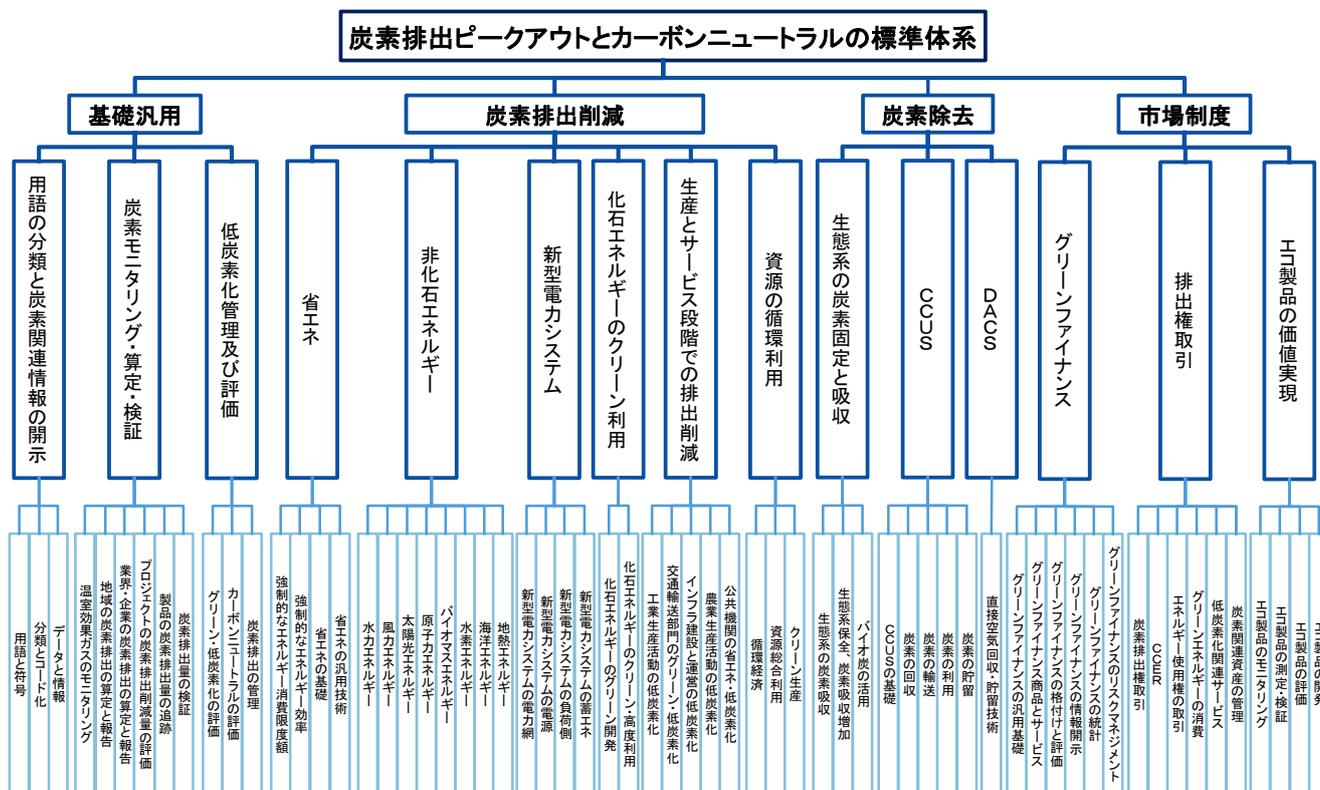
国家標準委員会(国家市場監督管理総局所管)などは23年4月21日、『炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル標準体系建設指南』¹⁾(以下、指南)を公表しました。指南は『国家標準化発展綱要』を着実に実行する一環として、『炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル標準計量体系の整備に向けた実施方案』の方針に基づき、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル関連標準の整備に向けて、25年までの活動目標と標準体系の枠組みなどを明記しました。国家エネルギー局が4月6日に公表した『2023年のエネルギー作業指南』にも、「炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル関連標準の策定・改定に注力する」と明記しました。

25年までの目標について、指南は、「1,000件以上の国家標準と業界標準(外国語バージョンを含む)の策定・改定を行い、国際標準との整合性を大幅に高める。実質的に参画するグリーン・低炭素化関連の国際標準は30件以上となる。」としました。

国家市場監督管理総局の責任者が会見で説明したところによると、現在、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルに関する国家標準は1,800件余り、業界標準は2,300件余りであり、炭素排出量の算定・検証や省エネ、非化石エネルギー、新型電力システム、化石エネルギーのクリーン利用、資源循環利用、炭素吸収などの方面に及んでいます。

標準体系の枠組みは、基礎汎用、炭素排出削減、炭素除去、市場制度の4大項目や15中項目といくつかの小項目から構成されています。具体的には図表1をご参考ください。

【図表1】炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの標準体系



(指南に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹⁾ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.samr.gov.cn/bzjss/sjdt/gzdt/202304/t20230421_354796.html

また、標準体系の整備について、指南は上記の枠組みに基づき、各小項目における今後策定・改定する予定の標準を挙げています。主な内容は図表 2 の通りです。

この他、指南は国際連携の強化や国際標準の策定への参加、国際標準化活動の強化などにも言及しています。

【図表 2】 指南の主な内容

① 基礎汎用

- 温室効果ガスと気候変動対応に関する用語と定義、炭素排出データの分類とコード化の技術規範、炭素排出情報の収集方法と要求、情報開示などの標準の策定・改定に注力する。
- 二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスのモニタリング方法、設備とオンラインシステム、炭素管理プラットフォームの整備などに関する標準の策定・改定に力を入れる。
- エネルギーや冶金、建材、化学工業、非鉄金属、紡織、機械、情報通信、交通輸送、畜産などの重点業界及び企業の炭素排出算定と報告標準、データ品質関連標準規範の改定を加速する。
- エネルギー効率の向上、再生可能エネルギーの利用、原燃料の代替、余剰エネルギーの利用、生態系の炭素固定、畜産などに関する典型的なプロジェクトの炭素排出削減量の評価標準を整備する。
- 製品のカーボンフットプリントの算定と表示規則などの汎用標準、重点製品の炭素排出算定とカーボンフットプリント標準の策定を検討する。
- 都市や施設、企業、サプライチェーン、産業団地、技術などのグリーン・低炭素化の評価、環境への影響の評価標準、グリーン製品の評価標準、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの評価などに関する汎用標準の策定・改定に注力する。

② 炭素排出削減

- 火力発電、鉄鋼、建材、化学工業、非鉄金属、石炭、採鉱、軽工業、機械、交通輸送などの重点業界における強制的なエネルギー消費限度額標準の策定・改定を加速する。
- 国際標準との整合性を図り、家電や農村部の暖房設備、冷房及びビルドチェーン設備、工業設備、照明器具、データセンター、新エネルギーと再エネ設備、機械製造装置などの重点製品及び設備の強制的なエネルギー効率標準の見直しを行う。
- 水力発電設備の増強や小水力発電の低炭素化改造、風力発電関連部品・素材、発電システムの安定性測定、太陽光電池及び関連部品・素材の性能とリサイクル、原子力発電システムの保守・リスクマネジメント、バイオマス関連原料の品質管理、技術・設備及び製品の品質分類、水素エネルギーの輸送・貯蔵、リスク評価と安全保障、海洋・地熱発電設備の検証・評価と運営などに関する標準の策定・改定に取り組む。
- マイクログリッド、エネルギー・インターネット関連技術標準、分散型電源の管理・制御、電力市場の負荷予測、仮想発電所の建設・評価・導入、揚水式や圧縮空気、フライホイール、化学反応、超伝導などを利用した蓄電システムに関する標準の策定・改定を進める。
- 選炭や自然環境復元の実績評価、石油開発・加工の低炭素化、LNGの品質測定、パイプラインの輸送要件、シェールガス開発技術などに関する標準の策定・改定に注力する。
- 鉄鋼、石油化学、化学工業、非鉄金属、建材、機械、製紙、紡績、自動車、食品加工などの業界の低炭素化技術・設備、CO₂以外の温室効果ガス排出削減技術、原燃料の代替技術などに関する標準の策定・改定に力を入れる。
- 輸送機器や交通インフラのエネルギー効率などに関する標準の策定・改定を進める。電気自動車の駆動、充換電、動力電池システムに関する安全、性能要求、テスト方法、遠隔サービス管理、安全技術検査などの標準の改善、自動車の新たな排ガス規制基準の策定を加速する。
- データセンターやサーバーームなどの情報通信インフラの建設・運営・保守・リサイクル、汚水・廃棄物の資源化利用、海水淡水化、養殖活動や農機の低炭素化、環境配慮型公共機関の評価などに関する標準の策定・改定を推進する。
- 希土類、バナジウムチタン磁鉄鉱や、リン石膏、赤泥、溶融スラグなどの固体廃棄物の総合利用基準に加え、廃棄金属、廃棄衣類、廃棄プラスチック、廃棄動力電池などの再生資源のリサイクル標準、自動車部品、内燃機関、機械工具などの再製造標準の策定・改定を推し進める。

【図表 2】 指南の主な内容（続き）

③炭素除去

- 陸地、湖と海洋生態系及び林産物の炭素吸収源に関する用語、分類、境界、監視測定などの汎用標準、森林、草原、人工草地、林地、湿地、砂漠、鉱山、カルスト、海洋、土壌、凍土などの資源保護、生態系保全、炭素固定と吸収増加に関する評価・技術標準、バイオ炭の活用などに関する標準の策定・改定に注力する。
- CCUS(二酸化炭素回収・有効利用・貯留)に関する用語、評価などの標準の策定・改定に力を入れる。
- DACS(大気中の二酸化炭素を直接回収し貯留する技術)の応用条件、技術要求、効果評価などの標準の策定・改定にも取り組む。

④市場制度

- グリーンファイナンスの用語、金融機関の炭素会計、銀行・企業と個人の炭素口座管理、気候変動分野の投融資、トランジション・ファイナンス(移行金融)分類目録などの基礎汎用標準、グリーンローン、グリーンボンド、グリーン保険、炭素金融派生商品の取引などに関する商品・サービス標準の策定・改定に注力する。
- グリーンボンドの信用格付けなどの評価標準の改定を推進する。金融機関及び金融業務の環境情報開示などの標準を整備する。
- 炭素排出枠の割当、調整、決済、相殺などの標準規範、重点分野におけるCCER(中国認証排出削減量)の計算方法などの標準規範の策定・改定を進める。
- 再エネ消費の算定・モニタリング・評価及びグリーン電力取引などに関するグリーンエネルギーの消費標準に加え、低炭素化技術評価サービス、エネルギーパフォーマンス契約(EPC)、炭素関連資産の管理などの標準を整備する。
- 自然資源に係る権利確認、エコ製品の情報調査・モニタリングなどの標準の策定・改定に注力する。生態環境損害鑑定評価技術標準及びエコ製品の実績評価標準の策定・改定を推進する。

(指南に基づき、中国アドバイザー一部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

雇用安定政策措置の改善調整、発展促進や民生保障への注力に関する国务院弁公庁の通知

(原文: 国务院办公厅关于优化调整稳就业政策措施全力促发展惠民生的通知)

国弁発 [2023] 11号

国务院 2023年4月26日公表

【主要内容】

- 国务院弁公庁は雇用安定の確保に向けた今年の政策措置を公表した。雇用創出の多い企業に対する金融・財政支援や国有企業の採用拡大などに取り組む方針。
- 失業保険に加入して1年以上の従業員や失業保険金を受け取る人員は、職能資格などを取得すれば、スキルアップ補助金を申請することが可能。
- 失業保険に加入している企業は前年度、人員削減を行わなかった、または削減率が前年度の全国都市部調査失業率を下回った場合（従業員数30人以下の企業の削減率が保険加入従業員数の2割を下回る）、補助金（失業保険の還付金）を申請することが可能。支給基準について、中小零細企業は前年度納付した保険料の60%、大企業は30%を上限。
- 大学卒業後2年以内の未就職者や16~24歳の失業者と1年以上の雇用契約を結んだ企業に対し、補助金を支給する。失業を登記して半年以上の求職者と1年以上の雇用契約を結んだ企業に対し、補助金を支給する。国有企業の採用拡大や、企業、事業団体などによるインターンの募集拡大を促すため、補助金を支給する。
- 同政策措置は23年12月31日まで実施する。大卒者の雇用支援について、国务院が昨年5月に打ち出した経済安定策も大卒者の採用に対する補助金を支給するとしたが、実施期間が昨年末までとされた。今回はその方針を継続する上、関連政策をより細かく定めた。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-04/26/content_5753299.htm

貿易政策

対外貿易の規模維持と構造最適化の推進に関する国务院弁公庁の意見

(原文: 国务院办公厅关于推动外贸稳规模优结构的意见)

国弁発 [2023] 10号

国务院 2023年4月25日公布

【主要内容】

- 国务院は対外貿易の規模維持と構造の最適化を図り、国際市場の開拓や重点製品の輸入拡大、財政・金融支援の強化、新型対外貿易の発展促進などに取り組む方針を示した。
- 国内展示会のオフライン開催を全面的に再開させる。人員往来を便利にするため、短期滞在ビザの申請業務などの円滑化に注力する。
- 自動車メーカーによる海運企業との中長期契約の締結を支援する。自動車メーカーのグローバルネットワークの構築に対するサービスの提供を強化する。
- 国内不足の先端技術設備の輸入を拡大するため、技術と製品の輸入奨励目録の改定を加速し、輸入に関する利子補給措置の的確性を更に高める。
- 対外貿易企業の為替ヘッジとクロスボーダー人民元決済の需要を着実に満たすため、金融機関による外為デリバティブとクロスボーダー人民元業務の開発・改善を奨励する。
- 輸出信用保険の適用対象を更に拡大し、越境ECや中小対外貿易企業に対する金融支援を強化する。
- 加工貿易の中西部と東北地域への移転を促し、数力所の国家加工貿易産業園区を新規承認する。
- 周辺国からの輸入を拡大するため、辺境貿易の多様化に向けた政策見直しを行う。
- 貿易のデジタル化を推し進め、23年から25年にかけて、「粤港澳大湾区」（広東・香港・マカオグレ

- 一ターベイエリア)や長江デルタ地域において、毎年5~10件の典型事例を選出し、普及させる。
- グリーン貿易の発展を促すため、業界団体などによる対外貿易製品の低炭素化標準の策定を指導し、関連製品の国際市場の開拓を支持する。対外貿易企業が越境ECと連携し、販路を拡大することを支援する。越境EC向け知財保護指南の策定を加速する。
 - より多くの認定基準を満たした対外貿易企業を税関のAEO事業者として承認する。直積み・直取りなどの導入範囲を拡大し、通関業務の効率化を更に推進する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengqce/content/2023-04/25/content_5753130.htm

地方政策

『新时期における投資促進の強化、現代化産業体系の構築加速に関する政策措置』を公表する上海市政府弁公庁の通知

(原文: 上海市人民政府办公厅印发《关于新时期强化投资促进加快建设现代化产业体系的政策措施》的通知)

滬府弁規 [2023] 12号

上海市政府 2023年4月25日公表

【主要内容】

- 上海市政府は重点産業の投資促進に向けた支援策を公表した。
- 製造業の高度化・知能化・低炭素化をめぐり、海外依存の打破、国内初の応用などにつながる戦略的新興産業の重要プロジェクトには投資額の30%、1億元を上限に奨励金を支給。投資額が大きく、実績が良好なその他の先端製造業のプロジェクトには投資額の10%、1億元を上限に奨励金を支給する。
- ハイエンドサービス業の誘致支援については、研究開発や設計、金融、貿易、海運、法律、ヒューマンリソースなどの分野における投資額が3,000万元以上のプロジェクトには最大600万元の奨励金を支給。投資額が1,000万元以上のプロジェクトには投資額の20%、300万元を上限に奨励金を支給する。
- イノベーション型・貿易型企業の本部や多国籍企業の地域本部、研究開発拠点の設置を支援するため、初めて購入したオフィスビルには最大1,000万元、賃貸には最大500万元の補助金を支給する。
- 既存企業の設備投資と技術改良を奨励するため、設備更新や工場増設などに関する銀行貸出が関連要件を満たせば、年間利子の50%、2,000万元を上限に補助金を支給。条件を満たすファイナンスリースのプロジェクトには契約上の設備投資額の5%、2,000万元を上限に補助金を支給する。
- ハイテク技術の実用化事業として認定されたプロジェクトには、年間最大500万元の奨励金を支給。条件を満たす重要設備、素材、ソフトウェアを初めて導入・応用したプロジェクトには開発製品の売上高の30%、2,000万元を上限に補助金を支給する。
- 半導体産業は、チップの設計、製造、パッケージング・テスト、設備、素材、EDAソフトウェアなどの分野における有力な企業の誘致に積極的に取り組む。条件を満たすプロジェクトには投資額の30%、1億元を上限に奨励金を支給する。
- バイオ医薬品産業は、企業本部や研究開発拠点、生産拠点などの誘致に注力する。条件を満たす創薬・装置の研究開発事業には最大3,000万元の奨励金を支給する。
- AI産業やスマート端末産業、メタバース産業は、重要技術を導入したプロジェクトなどには投資額の30%、2,000万元を上限に奨励金を支給する。新エネルギー車や自動運転車などを含むICV向け部品の研究開発を支援するため、燃料電池の重要部品の開発事業には最大3,000万元の奨励金を支給する。
- 低炭素化に向けた改造事業には最大1,000万元の奨励金を支給、洋上風力発電事業には年間最大5,000万元の奨励金を支給する。
- デジタルエコノミー産業は成長性の高い企業など100社以上を育成・誘致することを目指し、条件を満たす企業に対し投資額の20%、800万元を上限に奨励金を支給する。
- 同支援策は23年4月20日から28年4月19日まで実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230425/9557f45bbe1c4f278c16e5ae3d185343.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。